

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年4月6日
【事業年度】	第67期（自平成25年6月1日至平成26年5月31日）
【会社名】	カネコ種苗株式会社
【英訳名】	KANEKO SEEDS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 昌彦
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市古市町一丁目50番地12
【電話番号】	027(251)1619
【事務連絡者氏名】	専務取締役財務部長 長谷 浩克
【最寄りの連絡場所】	群馬県前橋市古市町一丁目50番地12
【電話番号】	027(251)1619
【事務連絡者氏名】	専務取締役財務部長 長谷 浩克
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年8月29日に提出いたしました第67期（自平成25年6月1日 至平成26年5月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第5 経理の状況

##### 1. 連結財務諸表等

###### (1) 連結財務諸表

###### 注記事項

(税効果会計関係)

##### 2. 財務諸表等

###### (1) 財務諸表

###### 注記事項

(税効果会計関係)

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第5【経理の状況】

##### 1【連結財務諸表等】

###### (1)【連結財務諸表】

###### 【注記事項】

(税効果会計関係)

(訂正前)

1. (省略)

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度(平成25年5月31日)及び当連結会計年度(平成26年5月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. (省略)

(訂正後)

1. (省略)

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年5月31日)	当連結会計年度 (平成26年5月31日)
法定実効税率	37.8%	37.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.7	0.6
均等割等	1.9	1.5
評価性引当金の増減	0.0	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修整	-	0.9
その他	0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.9	40.3

3. (省略)

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【注記事項】

(税効果会計関係)

(訂正前)

1.(省略)

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(平成25年5月31日)及び当事業年度(平成26年5月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.(省略)

(訂正後)

1.(省略)

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	37.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		0.6
均等割等		1.5
税率変更による期末繰延税金資産の減額修整		0.9
その他		0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率		40.2

3.(省略)